

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第11号関係</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>(4) 単式蒸留焼酎</p> <p>ロ 特産品焼酎（単式蒸留焼酎のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものと認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>第7編の2 構造改革特別区域法関係</p> <p>第26条</p> <p>第1項関係</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第11号関係</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>(4) 単式蒸留焼酎</p> <p>ロ 特産品焼酎（単式蒸留焼酎のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>第7編の2 構造改革特別区域法関係</p> <p>第26条</p> <p>第1項関係</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="177 203 805 277">4 構造特区法第26条第1項第1号及び第3号に規定する酒類の製造免許の取扱い</p> <p data-bbox="196 293 805 456">構造特区法第26条第1項第1号及び第3号に規定する製造免許を受けようとする場合は、第2編法第10条第11号関係の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の規定は適用しない。</p> <p data-bbox="196 472 805 680">この場合における構造特区法第26条第1項第1号に規定する酒類の製造免許については、製造しようとする酒類が、同項に規定する特区内農産物等を主たる原料とするものと認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p data-bbox="225 786 363 815">(注) (省略)</p>	<p data-bbox="837 203 1466 277">4 構造特区法第26条第1項第1号及び第3号に規定する酒類の製造免許の取扱い</p> <p data-bbox="857 293 1466 456">構造特区法第26条第1項第1号及び第3号に規定する製造免許を受けようとする場合は、第2編法第10条第11号関係の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の規定は適用しない。</p> <p data-bbox="857 472 1466 770">この場合における構造特区法第26条第1項第1号に規定する酒類の製造免許については、製造しようとする酒類が、同項に規定する特区内農産物等を主たる原料とするものであり、かつ、<u>その製造及び販売見込数量から販売先が認定計画特定事業者の所在する地域に限定されている</u>と認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p data-bbox="885 786 1024 815">(注) (同左)</p>